

熊本県公報

第 1 1 3 7 8 号
平成 18 年 3 月 8 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止……………(障害者支援総室) 1
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の廃止……………(") 2
- 児童福祉法に基づく事業者の廃止……………(") 2
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 2
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 3
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………(") 3
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 3
- "……………(") 4
- 道路の供用開始……………(") 4
- "……………(") 4
- 熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項の一部改正……………(漁政課) 5
- 貸金業の業務停止……………(経営金融課) 5
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 5
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 6
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 6
- "……………(") 6
- "……………(") 7

公 告

- 熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理業務に係る一般競争入札の実施……………(広報課) 7
- 平成 17 年度くまもとアートポリス推進検討委員会の開催……………(建築課) 9
- 換地処分……………(農地建設課) 10
- "……………(") 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見……………(商工政策課) 10
- "……………(") 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(") 10

登 載 依 頼

- 第 15 回熊本県男女共同参画審議会の開催(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 11
- 平成 17 年度熊本県スポーツ振興審議会の開催……………(体育保健課) 11
- 平成 17 年度熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会の開催(障害者支援総室) 12
- 熊本県立美術館協議会の開催……………(熊本県立美術館) 12
- 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………(八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 12
- 平成 18 年度燃油類単価契約の一般競争入札……………(警察本部会計課) 13

告 示

熊本県告示第 218 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
合志町社会福祉協議会合志町訪問介護事業 菊池郡合志町福原 2922	社会福祉法人 合志町社会福祉協議会 菊池郡合志町福原 2922 秋吉 不二雄	平成 18 年 2 月 26 日	43000100112118	身体障害者 居宅介護

西合志町ホームヘルパーステーション 菊池郡西合志町大字須屋 2251番地1	社会福祉法人 西合志町社会福祉協議会 菊池郡西合志町大字須屋 2251番地1 大住 清昭	平成18年 2月26日	43000100085116	身体障害者 居宅介護
---	---	----------------	----------------	---------------

熊本県告示第219号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
合志町社会福祉協議会合志町訪問介護事業 菊池郡合志町福原2922	社会福祉法人 合志町社会福祉協議会 菊池郡合志町福原2922 秋吉 不二雄	平成18年 2月26日	43000200128113	知的障害者 居宅介護
西合志町ホームヘルパーステーション 菊池郡西合志町大字須屋 2251番地1	社会福祉法人 西合志町社会福祉協議会 菊池郡西合志町大字須屋 2251番地1 大住 清昭	平成18年 2月26日	43000200100112	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第220号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
合志町社会福祉協議会合志町訪問介護事業 菊池郡合志町福原2922	社会福祉法人 合志町社会福祉協議会 菊池郡合志町福原2922 秋吉 不二雄	平成18年 2月26日	43000300082111	児童居宅介護
西合志町ホームヘルパーステーション 菊池郡西合志町大字須屋 2251番地1	社会福祉法人 西合志町社会福祉協議会 菊池郡西合志町大字須屋 2251番地1 大住 清昭	平成18年 2月26日	43000300060117	児童居宅介護

熊本県告示第221号

身体障害者児童福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
合志市ホームヘルパーステーション 合志市須屋2251番地1	社会福祉法人 合志市社会福祉協議会 合志市須屋2251番地1 秋吉 不二雄	平成18年 2月27日	43000100221117	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 222 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
合志市ホームヘルパーステーション 合志市須屋 2251 番地 1	社会福祉法人 合志市社会福祉協議会 合志市須屋 2251 番地 1 秋吉 不二雄	平成 18 年 2 月 27 日	43000200307113	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 223 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
合志市ホームヘルパーステーション 合志市須屋 2251 番地 1	社会福祉法人 合志市社会福祉協議会 合志市須屋 2251 番地 1 秋吉 不二雄	平成 18 年 2 月 27 日	43000300204111	児童居宅介 護

熊本県告示第 224 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
一般 県道	龍ヶ岳御 所浦線	天草郡御所浦町字高松 5170 番 6 地先から 同町字鳴川 5196 番 4 地先まで	前	4.4 ～ 29.4	289.9	旧道移管
				18.0 ～ 40.0	311.6	
			後	18.0 ～ 40.0	311.6	
"	"	天草郡御所浦町字花岡山 4393 番 2 地先から 同町字梅実迫 4976 番 11 地先まで	前	4.6 ～ 31.0	1,261.5	"
				10.0 ～ 49.2	962.1	
			後	10.0 ～ 49.2	962.1	

2 区域変更する期日 平成18年3月8日

熊本県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	上野田黒 淵線	阿蘇郡小国町大字黒淵字手水野 801番3地先から 同字 786番3地先まで	前	3.5 ～ 4.0	129.0	単道改
			後	6.8 ～ 20.5	129.0	
"	"	阿蘇郡小国町大字黒淵字手水野 802番 地先から 同字 800番1地先まで	前	3.5 ～ 5.5	76.0	"
			後	3.5 ～ 12.8	76.0	

2 区域変更する期日 平成18年3月8日

熊本県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年3月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	仏原高森線	上益城郡山都町高月字狭間 1460番 地先から 同町井無田字桑ノ原 818番 地先まで	623.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成18年3月8日

熊本県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年3月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	天草郡倉岳町大字宮田字外友 208番1地先から 同大字 字大宮田 2411番1地先まで	1,400.0	地域連携 国道

2 供用開始する期日 平成18年3月22日

熊本県告示第228号

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。
平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項（昭和63年熊本県告示第985号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第14条中「農林中央金庫熊本支店」を「農林中央金庫」に改める。
別表第1経営等改善資金の部4燃料油消費節減機器等設置資金の項貸付けの内容の欄中「漁船用環境高度対応機関の設置費用」を「漁船用環境高度対応機関（中古機関を含む。（注を参照））の設置費用」に、同項償還期間等の欄中「7年以内」を「7年（中古機関は残耐用年数（7年を超える場合は7年を上限とする。））以内」に改める。

別表第1に注として次のように加える。
注 燃料油消費節減機器等設置資金のうち漁船用環境高度対応機関について、例外的に中古機関を貸付対象として認める場合には、以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 正規の販売店の取扱いに係るものであること。
- (2) 償還期間中の稼働が見込まれるものであること。（正規販売店の稼働証明が必要）
- (3) 貸付額が新品価格の10分の1を下回らないこと。
- (4) 購入する機関の型式認定の証明等が行われていること。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第229号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下、「貸金業規制法」という。）第36条の規定による行政処分について、同法第41条の規定により次のとおり告示する。
平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 被処分者

商号 尾畑商事
代表者 尾畑武志
主たる営業所等の所在地 熊本市神水本町2番24号 日新ビル2階
登録番号 熊本県知事（1）第02318号
登録年月日 平成16年3月17日

2 行政処分の年月日

平成18年2月28日

3 行政処分の内容

平成18年3月1日から平成18年5月14日までの75日間の営業所「尾畑商事事業所」における貸金業の業務の停止（ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）

4 適用条文

- (1) 貸金業規制法第19条
- (2) 貸金業規制法第36条第1号

熊本県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	稲生野甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字森ノ本 4295番地先から 同大字 字山口 4293番地先まで	前	4.8 ～ 15.0	154.0	緊道整
			後	6.0 ～ 32.4		
"	囲砥用線	上益城郡山都町大字柚木字井川迫 1581番1地先から 同字 1597番1地先まで	前	3.4 ～ 7.0	130.0	単防災
			後	6.6 ～ 69.0		

2 区域変更する期日 平成18年3月8日

熊本県告示第231号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
地域療育支援事業所第2は まゆう療育園 本渡市東町28番地20	社会福祉法人 慈永会 天草郡苓北町志岐1059番地 永野 義孝	平成18年 3月1日	43000300098125	児童デイサービス

熊本県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町川嶽字山渋1157
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山渋1157（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鮎婦に字白岩932、933
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久東町字東町152の1
2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**熊本県公告第171号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 委託業務の名称
熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理業務
(2) 委託業務の概要
熊本県ホームページのコンテンツ作成及び維持管理に係る常駐職員派遣等
(3) 委託業務の詳細
入札説明書のとおり
(4) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
(5) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目の情報処理業務（ホームページ制作・維持管理）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
(4) 6の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る

- 指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成18年3月1日現在において、同種の営業を2年以上営んでおり、実績があること。
 - (6) ホームページ作成職員を常時5人以上有すること。
 - (7) ホームページ作成及びデザイン設計を経験し、HTMLタグ、CompactHTMLタグ、JavaScript及びスタイルシートについての知識を有し、かつ、活用できる者を派遣できること。
 - (8) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
4の(1)に記載のとおり
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年3月8日（水）から平成18年3月15日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2027
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年3月8日（水）から平成18年3月22日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月10日（金）午後2時から
イ 場所
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月23日（木）午後2時から
イ 場所
熊本県総合政策局広報課（県庁行政棟本館4階）
 - (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月22日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付し

- なければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第172号

平成17年度くまもとアートポリス推進検討委員会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成18年3月20日（月）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
県庁本館展望会議室
- 3 議題
(1) アートポリスの今後の進め方
(2) その他
- 4 傍聴者の定員

- 20人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局係員の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部建築課アートポリス班
(電話 096-333-2537)

熊本県公告第173号

県営錦第二地区（大正工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第174号

県営柳瀬地区（第2工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第175号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成17年8月1日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルミヤストア秋津店（旧ニコニコ堂秋津店）
熊本市秋津町秋田3446番地28ほか
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成18年3月8日から平成18年4月8日まで

熊本県公告第176号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成17年7月27日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社マミーズ原万田店（旧三池商事株式会社サンショー原万田店）
熊本県荒尾市原万田字八反田618番地3
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成18年3月8日から平成18年4月8日まで

熊本県公告第177号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成18年3月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンはません店
熊本県熊本市田井島一丁目2-1
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成16年3月15日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名

- 承継前 九州都市開発株式会社
 熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号 代表取締役 大場 正義
- 承継後 株式会社ニコニコ堂
 熊本県熊本市南熊本一丁目9番27号 代表取締役 河喜多 熊男
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
 九州都市開発はニコニコ堂の100%子会社であったが、両者とも民事再生会社となり、
 一体のものとすることが合理的であるため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
 37,155平方メートル
- 6 届出年月日
 平成18年2月14日

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第14号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年3月8日

熊本県男女共同参画審議会
 会長 高木 絹子

- 1 開催日時
 平成18年3月27日（月）
 午前10時から午後12時まで
- 2 開催場所
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館13階「13階会議室」
- 3 議事
 平成17年版熊本県男女共同参画白書について
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の
 会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシ
 ュプ推進課）
 （電話 096-333-2287）

熊本県スポーツ振興審議会公告第1号

平成17年度熊本県スポーツ振興審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年3月8日

熊本県教育長 柿塚 純 男

- 1 開催日時
 平成18年3月20日（月）
 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
 熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
 (1) 県立体育施設における指定管理者の指定について
 (2) 熊本県スポーツ振興計画の中間見直しにかかる県民意識調査について
 (3) その他、報告事項
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事
 務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県スポーツ振興審議会事務局（熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ班）

(電話 096-333-2710)

熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会公告第1号

熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年3月8日

熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会
委員長 中 島 央

- 1 開催日時
平成18年3月20日(月)
午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階 802会議室
- 3 議題
(1) 救急医療システムの実施状況報告について
(2) 救急医療システム運営に関する問題点等について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会事務局(熊本県健康福祉部障害者支援総室精神障害福祉班)
(電話 096-333-2234 内線 7151)

熊本県立美術館協議会公告第1号

熊本県立美術館協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成18年3月8日

熊本県立美術館協議会

- 1 開催日時
平成18年3月17日(金)
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市二の丸2番
熊本県立美術館本館 会議室
- 3 議題
(1) 平成17年度事業報告について
ア 展覧会活動
イ 教育普及活動
ウ 美術品収集
(2) 平成18年度事業計画案について
ア 展覧会活動
イ 教育普及活動
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市二の丸2番
熊本県立美術館協議会事務局(熊本県立美術館総務課)
(電話 096-352-2111)

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成18年3月8日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成18年3月16日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本県八代地域振興局 5階 大会議室
- 3 議題
 - (1) 八代地域病院群輪番制病院の平成18年度実施計画について
 - (2) 八代地域保健医療計画(救急医療体制、健康危機対応部分)の取り組み状況について
 - (3) 八代圏域小児医療体制について
 - (4) 新型インフルエンザについて
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局(熊本県八代保健所総務企画課)
(電話 0965-33-3111)

熊会公告第81号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月8日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品
燃油類(自動車揮発油・軽油・白灯油・エンジン油等入札説明書による。)
 - (2) 給油数量
入札説明書による。
 - (3) 契約の種類
単価契約
 - (4) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 - (5) 給油所の設定
入札説明書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有するとして営業種目石油製品類販売登録の決定をされた者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5の(3)記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を

- 明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成18年3月8日(水)から平成18年3月14日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成19年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
 熊本県警察本部警務部会計課用度係(警察棟4階)
 郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-381-0110 内線 2242・2243
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成18年3月8日から平成18年3月14日までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 イ 交付場所
 4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成18年3月23日(木)午後3時から
 イ 場所
 熊本県警察本部2階201会議室
- (4) 入札書の提出方法
 5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年3月22日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった各油種の単価(消費税等を含む。)に年間給油見込み数量を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあたっては履行証明書を、平成18年3月20日(月)までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札

- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札決定の日から7日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、各油種の契約単価に年間給油見込み数量を乗じて得た合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

